

適用関係届添付書類一覧

届 書 名	事 由	添 付 書 類
資格取得届 資格喪失届	資格取得年月日または資格喪失年月日 が受付日より60日以上遡る場合	資格取得月および資格喪失月の賃金台帳の写しおよび出勤簿の写し ※株式会社の役員の場合は株主総会または取締役会の議事録の写し
	60歳以上の方が退職し引き続き再雇用 する場合	定年退職後引き続き再雇用する場合： 就業規則のうち定年規定の写し および再雇用時の雇用契約書の写しまたは事業主の証明等 上記以外： 退職後、新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類（退職したことがわかる書類および 再雇用時の雇用契約書又は事業主の証明等）
資格取得時月額訂正届	資格取得時の報酬を訂正する場合	資格取得月から直近分までの賃金台帳の写しおよび出勤簿の写し （取得して間もない場合は理由書（法人印・代表者印必要））
資格取得年月日訂正届	資格取得日を訂正する場合	資格取得月の出勤簿の写しおよび雇用契約書の写し
資格喪失年月日訂正届	資格喪失日を訂正する場合	資格喪失月の出勤簿の写し
資格取得取消届	資格取得を取り消す場合	資格取得月の出勤簿の写しおよび証明書
資格喪失取消届	資格喪失を取り消す場合	資格喪失月の出勤簿の写し
月額変更届	従前の等級と比べ5等級以上 下がった場合	賃金台帳の写し（変動月の前月分から4ヶ月分）および出勤簿の写し（変動月から3ヶ月分） ※株式会社の役員の場合は株主総会または取締役会の議事録の写しおよび所得税源泉 徴収簿または変動月の前月分から4ヶ月分の賃金台帳の写し
	改定月の初日が受付日より 60日以上遡る場合	
月額変更訂正届	月額変更届の月額を訂正する場合	対象月の賃金台帳の写し
月額変更取消届	月額変更を取り消す場合	対象月の賃金台帳の写し
算定基礎月額訂正届	算定基礎届の報酬を訂正する場合	対象月の賃金台帳の写し
賞与支払訂正届	賞与の金額や日付を訂正する場合	賞与支払届の備考欄に理由を明記すれば添付書類は必要なし （但し、場合によっては添付書類が必要となる場合もある）